

別記1 県内に住所を有しない者の営む知事許可漁業における制限措置

(山口県)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種 漁業 (えびこぎ 網漁業)	44 隻	5トン未満	次に掲げるアからセまでの各点を順次に結んだ13直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた愛媛県海域 ただし、別記2に掲げる区域を除く。 ア 愛媛県松山市高浜町白石鼻突端 イ 愛媛県松山市興居島頭崎 ウ 愛媛県松山市中島赤崎鼻 エ 愛媛県松山市怒和島穂崎 オ 山口県岩国市柱島真宮鼻と愛媛県松山市二神クズレ岩鼻を結んだ線と同市怒和島アカヅワ崎と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線との交点 カ 愛媛県松山市二神島西南端と山口県大島郡周防大島町片島東南端を結んだ線の中央点 キ 愛媛県大洲市青島西南端と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線の中央点 ク 山口県柳井市平郡島五十谷鼻から真方位南へ5,000mの点と愛媛県大洲市青島北端を結んだ線と同島西端を中心とした半径5,000mの西方円周上との交点 ケ 愛媛県大洲市肱川右岸と山口県柳井市平郡島五十谷鼻を結んだ線上肱川右岸から8,000mの点 コ 愛媛県八幡浜市夢永岬と山口県熊毛郡上関町八島州鼻を結んだ線上夢永岬から8,000mの点 サ 愛媛県西宇和郡伊方町襖崎と山口県上関町八島平根崎を結んだ線上襖崎から8,000mの点 シ 愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎と山口県熊毛郡上関町祝島西端を結んだ線上見舞崎から8,000mの点 ス 山口県熊毛郡上関町祝島西端と大分県姫島柱ヶ岳島を結んだ線上祝島西端から5,000mの点と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線上佐田岬から8,000mの点 セ 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬	1.1～ 12.31	山口県において同様の漁業種類の許可を有する者
はえ縄漁業	たい、はも、あなごはえ縄漁業	30 隻	定めなし	次に掲げるアからセまでの各点を順次に結んだ13直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた愛媛県海域 ア 愛媛県松山市高浜町白石鼻突端 イ 愛媛県松山市興居島頭崎 ウ 愛媛県松山市中島赤崎鼻 エ 愛媛県松山市怒和島穂崎 オ 山口県岩国市柱島真宮鼻と愛媛県松山市二神クズレ岩鼻を結んだ線と同市怒和島アカヅワ崎と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線との交点	1.1～ 12.31	山口県において同様の漁業種類の許可を有する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				カ 愛媛県松山市二神島西南端と山口県大島郡周防大島町片島東南端を結んだ線の中央点 キ 愛媛県大洲市青島西南端と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線の中央点 ク 山口県柳井市平郡島五十谷鼻から真方位南へ 5,000mの点と愛媛県大洲市青島北端を結んだ線と同島西端を中心とした半径5,000mの西方円周上との交点 ケ 愛媛県大洲市肱川右岸と山口県柳井市平郡島五十谷鼻を結んだ線上肱川右岸から8,000mの点 コ 愛媛県八幡浜市夢永岬と山口県熊毛郡上関町八島州鼻を結んだ線上夢永岬から8,000mの点 サ 愛媛県西宇和郡伊方町襖崎と山口県上関町八島平根崎を結んだ線上襖崎から8,000mの点 シ 愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎と山口県熊毛郡上関町祝島西端を結んだ線上見舞崎から8,000mの点 ス 山口県熊毛郡上関町祝島西端と大分県姫島柱ヶ岳島を結んだ線上祝島西端から5,000mの点と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線上佐田岬から8,000mの点 セ 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬		
	ふぐはえ縄漁業		定めなし	次に掲げるアからセまでの各点を順次に結んだ13直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた愛媛県海域 ア 愛媛県松山市高浜町白石鼻突端 イ 愛媛県松山市興居島頭崎 ウ 愛媛県松山市中島赤崎鼻 エ 愛媛県松山市怒和島穂崎 オ 山口県岩国市柱島真宮鼻と愛媛県松山市二神クズレ岩鼻を結んだ線と同市怒和島アカヅワ崎と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線との交点 カ 愛媛県松山市二神島西南端と山口県大島郡周防大島町片島東南端を結んだ線の中央点 キ 愛媛県大洲市青島西南端と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線の中央点 ク 山口県柳井市平郡島五十谷鼻から真方位南へ 5,000mの点と愛媛県大洲市青島北端を結んだ線と同島西端を中心とした半径5,000mの西方円周上との交点 ケ 愛媛県大洲市肱川右岸と山口県柳井市平郡島五十谷鼻を結んだ線上肱川右岸から	1.1～ 12.31	山口県において同様の漁業種類の許可を有する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				8,000mの点 コ 愛媛県八幡浜市夢永岬と山口県熊毛郡上 関町八島州鼻を結んだ線上夢永岬から 8,000mの点 サ 愛媛県西宇和郡伊方町襖崎と山口県上関 町八島平根崎を結んだ線上襖崎から 8,000mの点 シ 愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎と山口県熊 毛郡上関町祝島西端を結んだ線上見舞崎 から8,000mの点 ス 山口県熊毛郡上関町祝島西端と大分県姫 島柱ヶ岳島を結んだ線上祝島西端から 5,000mの点と愛媛県西宇和郡伊方町佐 田岬を結んだ線上佐田岬から8,000mの 点 セ 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬		
	たい、はも、 あなごはえ 縄漁業	6隻	定めなし	宇和海	1.1～ 12.31	山口県において同 様の漁業種類の許 可を有する者
	ふぐはえ縄 漁業		定めなし	宇和海	1.1～ 12.31	山口県において同 様の漁業種類の許 可を有する者